

平成 27 年度第 2 回管理濃度等検討会の検討結果について

平成 28 年 3 月 10 日（木） 10 : 00~11 : 25
経済産業省別館 1 階 各省庁共用 104 会議室

1 平成 27 年度第 1 回検討会での検討結果について【報告】

2 個別物質の管理濃度等の検討

①弗化水素、ホルムアルデヒドの測定方法について（平成 26 年度第 1 回管理濃度等検討会からの継続案件）

(1) 分析方法

弗化水素については、分析方法として従来の吸光光度分析方法に加え、高速液体クロマトグラフ分析方法を追加することが適当とされた。ホルムアルデヒドについては、従来の高速液体クロマトグラフ分析方法にガスクロマトグラフ分析方法を加えるということが適当とされた。

(2) 作業環境測定機関が設置すべき機器及び設備

昭和 51 年 2 月 18 日付けの基発第 206 号「作業環境測定機関が設置すべき機器及び設備を定める告示の施行について」において、高速液体クロマトグラフの性能等ということで、「紫外可視吸光検出器を有するもの」を具備すべき条件としているが、この検証事業においては、電気伝導度検出器を用いるイオンクロマトグラフが用いられたことから、「紫外可視吸光検出器又は電気伝導度検出器を有するもの」に改正することが適当とされた。

②リフラクトリーセラミックファイバーの簡易測定方法について（平成 26 年度第 2 回からの継続案件）

名古屋委員から提出資料の説明が行われた。ファイバーモニター F-1K を使って、管理区分の違う現場でも適応できるのか検証を行い、F 値を使ってもきちんとした単位作業場が設定されていて、併行測定点がきちんとすれば、F-1K を使って PCM に代わる簡易測定ができるのではないかという結果が得られたとのことであった。

小西委員から提出資料の説明が行われ、繊維状粒子自動計測器 7400AD について、キャリブレーションをきちんとすることによって計測は可能であるという結論が得られたとのことであった。

リフラクトリーセラミックファイバーの簡易測定法等については、今後も検証を積み重ねた上で、引き続き検討することとされた。